

# 地方税財源の確保・充実等に関する提言〔論点〕

令和 2 年 6 月 4 日  
全 国 知 事 会  
(地方税財政常任委員会)

## 1 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方税財政措置等

### (1) 今後の経済・雇用情勢等を踏まえた追加対策等〔提言P1〕

- ・ 国においては、5月27日に事業規模117.1兆円の第2次補正予算案を決定され、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については2兆円増額し、第1次補正と合わせて3兆円とされた。
- ・ 本交付金については、地域の実情に応じた事業を行うことができるように、年度間流用や基金造成なども含め自由度の高い柔軟な制度とすべき。
- ・ 国においては、今後の感染拡大に備えた医療提供体制の強化や「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢や「第二波」への対応等に即して、追加の経済対策を講じるなど臨機応変に対応し、地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、引き続き、地方と心をつなぐ、全力を傾注されることを期待。

### (2) 減収補てん債制度の拡充など安定的な資金確保に向けた支援〔提言P2〕

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、特に、都道府県税の約3割を占める基幹税である地方消費税の減収は、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税を減収補てん債の対象に追加すべき。
- ・ 公的資金の確保など地方債の円滑な資金調達に向けた支援策を講じるなど、地方団体が安定的に必要な資金を確保できるよう対策を講じるべき。

## 2 地方一般財源総額の確保・充実等

### (1) 地方一般財源の総額確保・充実〔提言 P2～5〕

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、2021年度（令和3年度）の地方財政計画においても、地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、地方創生・人口減少対策をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けて

いる地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災対策など様々な行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すべき。

## **(2) 地方交付税の総額確保・充実等**〔提言 P5〕

- ・ 地方交付税は「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべき。

## **(3) 国土強靱化対策の推進及び公共施設等の適正管理等**〔提言 P5～7〕

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、対象事業を拡大し、別枠による必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すべき。併せて、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」や、「緊急自然災害防止対策事業債」についても、継続や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図るべき。
- ・ 「緊急防災・減災事業債」の継続や対象事業の拡大など地方財政措置の拡充を図るべき。

## **(4) 臨時財政対策債の縮減等**〔提言 P8〕

- ・ 臨時財政対策債は、廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、償還財源についても確実に確保すべき。

# **3 地方創生の推進**

## **(1) 地方創生・人口減少対策のための財源確保**〔提言 P10～11〕

- ・ 「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すべき。
- ・ 「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」については、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充など、地方の意見等を十分踏まえ、更なる拡充やより柔軟な運用を図るべき。

## **(2) 人口減少対策等に資する新たな税財政措置**〔提言 P12～13〕

- ・ 「地方拠点強化税制」は、より実効性のある税制とすべく、雇用促進税制の税額控除を大幅拡充し、支援対象として移転に関連する施設（職員住宅・社員寮など）を追加するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど制度の更なる拡充を検討すべき。

## 4 税制抜本改革の推進等

### (1) 自動車関係諸税の見直し〔提言 P17〕

- ・ 今後の自動車関係諸税の見直しにあたっては、必要な地方の財政需要に応じた税源を安定的に確保するなど、地方財政に影響を与えないよう留意すべき。また、環境性能割の適用区分見直し等にあたっては、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、より低い税率を適用する対象を最新の燃費基準を達成した自動車に絞るなど、基準の切替えと重点化を行うべき。

### (2) 収入金額課税制度の堅持〔提言 P19～20〕

- ・ 収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受託している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すべき。